

宇佐市賃借料情報

令和5年1月から令和5年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

なお、賃借料については対象農地の状況等により、当事者双方により協議して決定されたものです。

令和6年1月30日

宇佐市農業委員会

1 田(水稻)の部

(10a当たり)

締結(公告)された地域名	平均額	最低額	データ数(筆数)	備考
宇佐地域	10,600円	4,400円	782	
院内地域	8,900円	3,800円	82	
安心院地域	7,700円	3,500円	177	
(参考) 宇佐市	9,900円		1,041	使用貸借権(無償) 881筆

2 畑(普通畑)の部

締結(公告)された地域名	平均額	最低額	データ数(筆数)	備考
宇佐市	8,600円	5,000円	94	使用貸借権(無償) 57筆

* 1 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり10,400円(令和5年産JAおおいた概算金)に換算している。

* 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

* 3 1 田(水稻)の部における「(参考)宇佐市平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値である。

* 4 賃借料の発生しない『使用貸借(無償)』は、収集の対象に含まれていません。